

いじめの認知について

1 いじめの定義の解釈の明確化

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。

よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である

（ごく初期段階のいじめの具体例）

- ・授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

（好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合の具体例）

- ・AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
- ・入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Bさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

○いじめの定義についての基本的な考え方は「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日付け児童生徒課長通知）（別紙）に詳細に示されているため、本通知の周知徹底及び本年度より実施している都道府県・政令指定都市教育委員会に対する行政説明を継続して行う。

2 「けんか」の捉え方について

いじめの認知漏れの原因として、児童生徒間でなされた行為を「けんか」と捉えて「いじめ」と認知しなかった事案があり、是正に向けた周知を行う。

(1) 「けんか」が拡大解釈され、いじめの認知漏れに至る危険性

(国のいじめ防止基本方針より抜粋)

(いじめから) けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○認知漏れの例

(例1)

A君は、B君に消しゴムをちぎって投げた。B君は何度も止めてといったがA君は繰り返し消しゴムをぶつけ、けらけら笑っていた。(a)

ついにB君は頭にきてA君を叩いた。するとA君は、「叩いたな」といってB君を押し倒し、馬乗りになって何度もB君を叩いた。(b) B君は、泣き出してしまった。

その後、担任が事情を確認すると、A君は、B君が最初に殴ったからやり返したただけだと主張した。担任は、A君の主張のとおり「けんか」と判断した。

○下線(a)の行為がA君からB君へのいじめであり本事案の原因となっている。

○B君の「叩いた」という行為に対するA君による下線(b)の行為は、過剰である。

○行為の結果として、B君が泣いてしまったように大きな苦痛をとまなっている。

よって、(例1)は、A君からB君への一連のいじめと見るのが適当である。

(例2)

クラス内の2つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言われていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。

○「けんか」は、突発的に発生し、行為自体が短時間で終わるものと捉える。

よって(例2)は、双方向のいじめと捉えるべきである。

(2) 「けんか」はいじめとして扱わないことについて

国の基本方針において、「けんか」はいじめとして扱わない旨の記述が存在するが、これは、社会通念上の「けんか」を全ていじめから除外するものではない。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為(一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの)は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない「けんか」は、極めて限定的である。

3 いじめを受けていると思われる児童生徒が「大丈夫」と答えたことをもって単純にいじめではないと判断し「いじめ」の認知漏れとなってしまう問題について

(例)

A君は、B君、C君と休み時間によく一緒に遊んでいる。最近、教室でプロレスごっこがはやっており過激になってきている。同じクラスの生徒が担任の先生に「B、Cはプロレスをやっている際、かなり乱暴。Aは2人にやられている。」との話があった。担任がA君に直接確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、Aが苦痛を感じていないと判断し、いじめと認知しなかった。

- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- いじめは、ふざけあいを装った形態で行われることがあり、教職員の前で加害者がいじめでないと主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することなどもある。いじめではないかと違和感を持った場合は、当事者が否定したとしても早計にいじめではないと判断するのではなく、違和感を持った行為をすぐに止めさせ、調査を行い（家庭訪問を行うなどいじめを受けている可能性がある児童生徒が話をしやすい環境での聴き取り、周囲の児童生徒からの聴き取り、アンケート調査など）、必要に応じて指導をすることが大切である。
- いじめを受けていると思われる児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合であっても、通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として積極的に認知する。

4 「いじめ」という言葉を使用しない場合の指導例

いじめ防止対策推進法で規定された「いじめ」は、広範に渡るため、指導においては、敢えて「いじめ」という言葉を使用しない場合もあり得ることを周知する。

Aさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは、解き方と答えを教えてあげた。

Aさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聴いた途端に泣き出してしまった。このことでBさんは困惑してしまった。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ AさんとBさんは、一定の人的関係にある。
- ・ BさんがAさんに解き方と答えを教えた行為は心理的又は物理的な影響を与える行為
- ・ Aさんは泣き出しており苦痛を感じたと認められる。

→いじめとして認知する（組織的対応）。

(指導例)

○担任の先生からAさん

「もう少しで解けたとこだったのでも悔しかったのね。がんばってたもんね。」と慰めた。また後日、Aさんの気持ちが落ち着いているのを確認し、「Bさんはなんでそんなことをしたと思う？」と問いかけながらBさんが親切心から行った行動であることも悟らせた。

○担任の先生からBさん

先生

「Aさんが困ってると思って教えてあげたのね。Bさんはとても親切だもんね。」「困っている人がいたら助けてあげるのはとても大切だからこれからもその気持ちを大切にしてくね。」「ところで、今日、なぜAさんが泣いちゃったと思う？」

Bさん

「自分で問題を解きたかった。」

先生

「先生もそうだと思う。そんなときどうするといいのかな？」

Bさん

「もう少し待てばよかった」「分からないところがあったら聞いてねと言えばよかった。」

先生

「そうだね。とってもいいアイデアだね。」

→今回、Bさんへの指導や保護者への報告に当たって「いじめ」という言葉を使う必要はない。しかし、同様の行為が指導後も続き、Aさんが苦痛に思うことがあれば、Bさんとその保護者に対して、定義に基づき「いじめ」に当たることを伝える必要がある。

27 初児生第42号

平成28年3月18日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪 田 知 広

(印影印刷)

いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成
及び新年度に向けた取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

いじめの認知に関しては、平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数について、都道府県間の差が30倍を超えるなど、実態を反映したものとは言い難い状況がみられます。

言うまでもなく、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提であります。また、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要があります。

そこで、文部科学省では、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」への協力依頼に先立ち、いじめの認知に関する考え方を簡潔にまとめた教職員向けの資料を作成しました。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、別添の資料を周知するとともに、記1に留意の上、御指導をお願いします。

また、入学や進級等により児童生徒を取り巻く環境が大きく変わる4月は、児童生徒の人間関係の摩擦やストレスの増加に特段の配慮をする必要があります。特に4月上旬は、18歳以下の者の自殺が急増する傾向がみられます（参考1）。これらを念頭に、記2に留意の上、新年度に向けた取組についても併せて御指導をお願いします。

記

1 資料の活用等について

- (1) 各学校において全ての教職員に別添の資料を配布すること。
- (2) 職員会議や各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」の会合、いじめ問題に関する研修会等において、管理職等が本資料の内容を説明するなどして、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- (3) 学校の設置者等にあつては、必要に応じ、本資料が各学校においてどのように活用されているかを具体的に把握すること。また、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、正確な認知件数を計上すること。

2 新年度に向けた取組について

- (1) 今年度実施した学校いじめ防止基本方針に基づく取組を、PDCAサイクルの手法を用いて春休み中に検証し、改善すべき点（基本方針の改正を要する点を含む。）を明確にしておくなど、より実効性のあるものとする。
- (2) 校内の教育相談体制を再確認するとともに、新年度のできる限り早期に児童生徒との面談を実施するなど、児童生徒が発する変化の兆候（悩みやいじめの訴え等）を積極的に受け止める取組を実施すること。
- (3) 入学式等の機会を捉え、保護者に対し、「いじめのサイン発見シート」（参考2）や「24時間子供SOSダイヤル」（4月1日午前零時から「0120-0-78310」に変更される。）等の相談窓口を紹介すること。
- (4) 個人情報の取扱いに十分留意しながら、進学先や転学先の学校に対し、個々の児童生徒の指導上の留意点等について積極的に申し送りを行うこと。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係

生徒指導調査分析係

電話番号 03-5253-4111

03-6734-3298（直通）

e-mail s-sidou@mext.go.jp

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

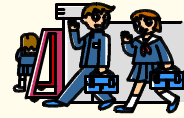
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）
体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

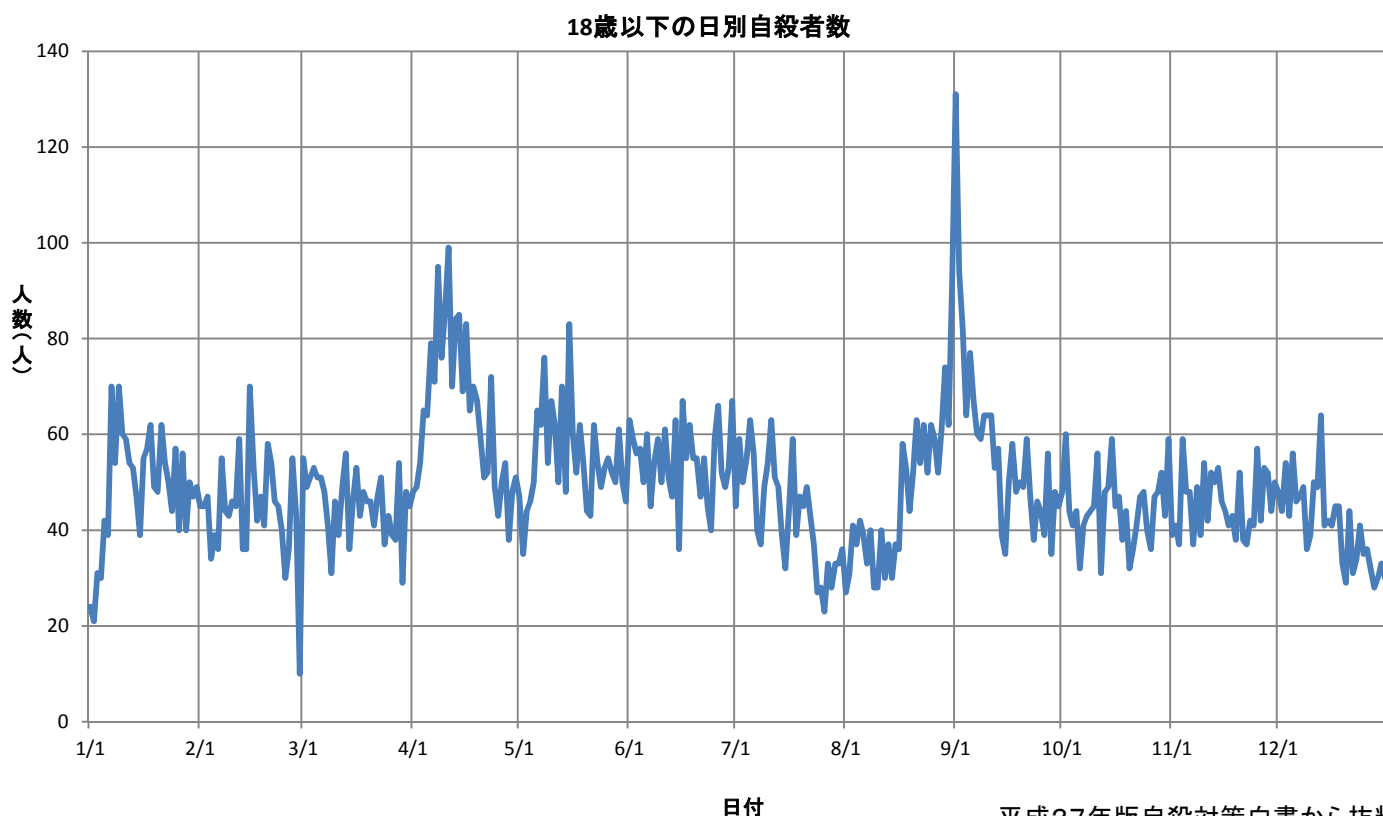
2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

平成27年版自殺対策白書(抄)

参考1



平成27年版自殺対策白書から抜粋
(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域においての対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出でこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすは
いかがですか？

夜間（就寝後）

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜（就寝前）

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供 SOS ダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310